

| | |
|----------------|-----|
| 生協制度見直し検討会 | |
| 第6回（H18.10.30） | 資料1 |

第5回検討会で出された御意見の概要

I 利用事業

1 医療・福祉の非営利性の徹底について

- 福祉事業と他の事業を兼業している場合に、区分経理をして収益の状況をきっちり把握して、その中で健全性を確保することは必要だが、共通経費もあり、剰余金は、法人トータルとしてしか出ないのではないか。
- 持分の払戻しをすべきかどうかについては、生協のように少しずつの出資で事業に貢献してもらう場合には、いちいち全部を払い戻す必要はないとする考え方もあり、政策論の問題である。

2 医療・福祉の員外利用限度の緩和

- 員外利用規制全体でみて緩和がなされないと、医療・福祉事業について、員外利用限度を100分の100と定めることは、規制強化にしかなりかねない。

3 剰余金の使途たる事業の拡大

- 生協の社会貢献は福祉だけではなく、価格の安いものを提供したり、食の安全に配慮した商品を提供するなど、時代ごとの消費者問題の一助となる社会的活動を行うことが中心。

*

- 購買事業における活動は、競争の中で解決できる問題であることが、福祉事業とは異なる。購買事業と福祉事業は別に考えるべきであり、組合員による福祉活動に助成する事業に剰余金を繰り越すことに違和感はない。

- 地域の中での支え合いのため、組合員による福祉活動と福祉事業の両方を育てていかねばならない時期に来ている。

II 組織・運営規定

1 見直しの方向性

- 今日の生協の事業の規模、社会的責任から、組織・運営規定を整備することは適当である。
- 事前規制から事後規制への流れの中で、意思決定の自由度を拡大する一方、自己責任が求められ、第三者のチェックも必要とされている。また、その限りにおいて、行政が関与することが必要である。

2 員外監事設置の義務づけ

- 組合員でないことを員外監事の要件とすると、事業を利用していない者を監事にしなければならないということとなり、おかしいのではないか。
- 地域生協においては、組織率が5割に及ぶ場合もあり、組合員以外の監事を設置することは困難な場合がある。

*

- 生協の経営や組合員としての関与を持たない専門的な者による監査を求めるといふ員外監事の趣旨からすれば、あえて非組合員から意見を求める体制をつくることも一つの考え方である。

3 その他の組織・運営規定に関する事項

- 一定規模以上の生協には、常勤の監事が必要なのではないか。
- 組合の会計は、公正妥当な会計慣行に従うという規定を設けることが必要ではないか。
- 会計帳簿や組合員名簿について閲覧請求があった場合に、正当な理由がなければ請求を拒める旨の規定や拒否事由を明文化すべき。
- 理事会議事録の組合の債権者による閲覧については、裁判所の許可を

必要とすることとすべき。

- 組合員の意思を反映するに当たっては、小さな生協がきちんと存在することが必要であり、連合会会員の出資一口額の制限を撤廃することをどうとらえるかが問題である。